

第6回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第6回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成14年2月1日(金)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時38分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会 長 山 崎 通

委 員 矢 口 貢 男 村 橋 忠 夫

久保田・(ひとし) 渡 辺 政 勝

武 山 和 行 藤 岡 功

杉 田 實 男 平 野 元

三 井 怜 子 上 野 登 志 博

横 山 善 道 川 島 清 夫

山 崎 雄 作 船 戸 繁 俊

棚 橋 壽 子 長 屋 孝

大 西 克 巳 小 森 英 明

河 口 衛 高 瀬 茂

花 村 進 石 神 み ち 子

河 合 正 明 古 川 一 美

以上24名

顧 問 山 田 忠 雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

高 井 克 明

以上 1名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山 久生

副幹事長 宇野 敏勝 早矢仕 英雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会産建水道専門部会

専門部会長 山口 秋男

産業分科会長 高橋 幸弘

高富町・伊自良村・美山町合併協議会総務専門部会

専門部会長 船戸 時夫

企画財政分科会長 嶋井 勉

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向 隆

事務局職員 上野 達也 久保田 裕司

安川 英明 土田 浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

報告事項

報告第15号 第4回新市名称候補選定小委員会報告について

報告第16号 新しいまちづくりに関する住民意識調査結果報告について

協議事項

協議第14号 慣行の取扱いについて（継続協議）

協議第15号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第16号 一部事務組合等の取扱いについて

確認事項

第7回合併協議会開催日程等について

- 4 その他
- 5 閉会

事務局長 大変お待たせいたしました。

本日は、伊自良村の横山委員におかれましては所用で遅れられると、高井委員におかれましてはやはり所用で欠席されると伺っておりますので、2人、現在ご出席になっておりませんが、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから第6回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

午後1時30分 開会

事務局長 開会に当たりまして、山崎通高富町長からごあいさつを申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

きょうは、第6回の合併協議会ということでご案内させていただきましたところ、公私とも大変お忙しいところを皆様方ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、平素は当協議会のためにそれぞれの立場でご活躍いただいておりますことも、併せて厚く御礼を申し上げます。

さて、時の経つのも早いもので、もう2月ですけれども本当に早いなと思っております。また、この間皆さんと一緒に新年の抱負をお互いに述べ合っていたのかなと思っていれば、もう2月ということで、全く「光陰矢のごとし」で、毎日の過ぎ去るのが早いと日々感じています。

今日は、皆様方には前もって配付させていただきました内容について、いろいろご協議いただくわけですけれども、いよいよ新市の名称についての公募を始めてまいります。私もあちこちでこうした会合の場で、合併のことについていろいろ問いただされ、いろんな話が出てくるわけですけれども、そうした折に皆さんが一番興味を持っていらっしゃるの、やはり新市の名称ではないかと、そんなことを思っているわけですけれども、皆様方からも、また広く住民の方たちからもいろいろなご意見をいただきまして、すばらしい新市の名称にできるといいなと、こんなことを思っているわけです。今日はまた皆様方にいろいろご審議を賜りまして、適切な決定をいただきますようお願い申し上げます、簡単ですけれどもごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の会議時間は、概ね3時半ごろまで2時間程度ということを目安にしておりますので、委員皆様のご協力の程よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

それでは、会長、議事の方をよろしく願いいたします。

議長 それでは、早速ではございますが議事に入りたいと思います。

まず、報告事項につきまして、報告第15号の第4回新市名称候補選定小委員会報告について、小委員会の平野委員長から報告を求めます。

小委員会委員長 それでは、報告させていただきます。

先般の合併協議会の後に引き続きまして、1月10日午後2時55分から午後3時43分まで協議いたしました。

協議内容といたしましては、新市の名称候補募集の専用応募用紙の様式等について協議いたしました。

協議結果につきましては、お手元に配付させていただいております新市名募集のパンフレットの欄をご参照願いたいと思うんですが、簡単にご説明を申し上げます。

一般公募用の専用応募用紙と専用応募はがきの2種類、また小・中学生用として小学校低学年用と小学校高学年から中学生用の2種類を作成することといたしました。一般公募用の応募用紙等については、その用紙に書いてありますように記入していただいて、用紙を切り取って応募いただくこととなります。専用はがきについては、記入事項が印刷されておりますので、それに従いまして記入していただいて応募していただきます。この専用応募用紙及びはがきは、本日発行される予定になっております合併協議会だよりに折り込みまして、各町村、各世帯に配布することといたしました。

また、各世帯に配布することとは別に、より多くの名称を応募していただきたいということで、十分に啓発を図るといこともあわせまして、郡内の主要な公共施設、公民館等でございますが、そういったところに応募用紙を備えつけまして、応募に対応できるようにいたしました。公共施設以外の民間施設等につきましては、ご理解を賜るようなところがありましたら、そういうところにも配布して公募をしたいというふうに思っております。

なお、小・中学生の専用応募用紙については、教育委員会とご相談を申し上げ、先生方から児童・生徒に伝えていただいて、応募については任意となっておりますので、応募される場合には学校の方にまた取りまとめをお願いすることにいたしております。

以上が専用応募用紙の様式についての協議の結果でございます。

また、前回の協議会でご質問がありました新市の名称として決定された作品の応募者の中で、賞品に該当されなかった方についてというようなご質問がございました。検討をしましたが、基本的にはそういった方にも連絡をさせていただくようにしたいということで

ございますが、その対象人員等が余りにも多い場合には、もっと別の方法ということで、別途協議させていただくことにしております。

応募用紙は、今日協議会だよりとともに配布される予定になっておりますが、その様式等によって応募していただくということといたしました。

簡単でございますが、第4回の新市名称候補選定小委員会の報告は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま平野委員長から報告がありました件につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお受けいたしたいと思います。

何かありましたら、どうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご質問、ご意見もないようでございますので、次に移りまして、報告第16号の新しいまちづくりに関する住民意識調査結果報告について、事務局からご報告を申し上げます。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

報告16とナンバーが付してあります結果報告書の方をご覧いただきたいと思います。座って、ご説明させていただきます。

第5回の合併協議会におきまして、統計的な数値のみを中間報告としてご説明申し上げましたが、そのときに、次回には結果報告書という形で何らかの分析を行ったものをご提示するというふうにお約束を申し上げました。その報告書ができ上がってまいりましたので、ご提示させていただきます。

簡単にご説明させていただきます。

1ページの方をご覧いただきますと、調査の概要、調査対象及び調査報告あるいは回収結果が数字で記してございます。この間ご説明申し上げましたところですが、回収結果につきましては、有効回収率が48.3%というところでございます。

3ページ以降に回答者の属性ということで、回答があった方が、例えば居住町村はどこの方であったか、また性別はどうかというところがグラフとして掲げてございます。これについては特にご説明いたしません。

調査結果が、5ページから記してございますので、見ながらご説明させていただきたい

と思います。

問2です。「あなたは、この1年の間に「市町村合併」についての記事や報道などの話題を見聞きしたことがありますか」という問いが掲げてございまして、その下に四角囲みですね、ゴシックで、「市町村合併」について“見聞きした”が89.1%、一方、“見聞きしなかった”は9.8%、こんなような形で各質問項目に対するポイントを、この四角囲みの中に記してございます。

さらに、その下には詳細な分析結果が記してございます。例えば市町村合併についての見聞きを尋ねたところ、たまに見聞きしたが57.4%、という回答をした人が過半数を超え、続く、頻繁に見聞きした31.7%を合わせた見聞きしたという人が89.1%に上っています。その結果、ほぼ9割の人が市町村合併に関する記事や報道を見聞きしているという結果となっていますということで、数字を踏まえてそれぞれの項目について分析がしてございます。

さらに、回答者の属性別の分析も一部では行ってございまして、一番下の行を見ていただきますと、業種別、就学先・勤務先別、居住経験別でも属性によって大きな差は見られず、ほとんどの人が市町村合併の話題に触れていることがうかがえます。こんなような形で属性別の分析がしてございます。その次が、この間もご覧いただいたグラフあるいは表で数字がご覧いただけるようになっております。

続いて、次の設問についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

市町村合併の必要性ということで、「あなたは、一般論として、「一般論」というところが重要なんですけども、市町村合併を進める必要があると思いますか」というところで、「市町村合併」について“必要あり”という人が60.2%、一方、“必要なし”という人は22.7%ということで、その下の分析を見ますと、一般論として市町村合併の必要性を尋ねたところ、必要があると思うという人とどちらかというと必要があると思う人を足した、必要があるという人が60.2%となっています。一方、必要なしという方は22.7%にとどまり、約6割の人が市町村合併を進める必要性を感じていることがうかがえますとなって、これもやはりその下、属性別、居住町村別とか、性別ですとか、年齢別の分析を詳細に行っておりますが、最終的には「さらに」というところ、一番最後の3行ですが、業種別、就学先・勤務先別、居住経験別で見ても、すべての層で市町村合併を必要とする意向が多数を占めており、特に業種別の第1次産業従事者で70.4%と最も高くなっていますというような分析をしております。

やはり同じように、分析結果が図で示してございます。

次の設問にまいりたいと思います。9ページをご覧ください。

「あなたが一般論として、「市町村合併」に期待することは何ですか」ということで、これは複数回答可としている設問でございますが、市町村合併に期待することは、「行政事務の効率化による経費削減」、「各種行政サービスの充実と安定的提供」、それから「道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり」が上位を占めています。

さらに見ますと、一般論として市町村合併に期待することを尋ねたところ、行政事務の効率化による経費削減が53.2%、各種行政サービスの充実と安定的提供は52.2%で、半数を超えている。続いて、道路・公共施設など広域的視点からのまちづくりが44.4%と続いています。これらが上位を占めるということで、その次の段落を見ていただきますと、これを居住町村別、性別、年齢別で見ても、すべての層で行政事務の効率化による経費削減、各種行政等々、この3つが上位回答を占めていますということになっています。

隣の10ページのグラフを、これはこの間もお示したものですけれども、ご覧いただいているとよくわかると思います。この3つについて特に皆様の期待が大きいということでございます。

さらに、11ページをご覧くださいますと、属性別にどの項目が1位、2位、3位となっているかというところをご覧くださいただけるかと思えます。

例えば、全体から今ご説明申し上げておりますが、同時に高富町、伊自良村、美山町と別の集計がしてございます。例えば高富町の第1位は、各種行政サービスの充実と安定的提供、第2位が、これはほとんど差がございません。53.5%と53.4%ですので差はございませんが、効率化による経費削減、こんなようなところが高くなっていると見ていただければいいかと思えます。

男女別、それから年代別のご要望がどんなようになっているかだとか、これで一目にご覧いただけるかと思えます。

12ページにまいります。

「山県郡3町村の合併について関心がありますか」という問いでございます。ポイントとしては、“関心がある”が77.3%、一方、“関心がない”が16.0%という結果でございます。

これも下に分析がございまして、まあまあ関心があるという人が一番多くて46.1%

で、大いに関心がある方が31.2%で、これらを足しまして関心があるという方が77.3%ということです。一方、関心がないという方は16.0%で、わからないとの回答は5.3%でしたということでございます。

これにつきましても属性別の分析がしてございますが、いずれの層でも関心は割と高い比率が出ているという結果でございます。

次の13ページをご覧くださいますと、その傾向がよくご覧いただけると思います。年齢別によっても、ちょっと違った結果になっているという感じでございます。

次、14ページでございます。

「山県郡3町村の将来イメージとして、どれが適当だと思えますか」ということで、これは選択肢の中から複数回答可という設問でございますが、「保健・福祉のまち」が第1位。次いで「自然環境を大切にするまち」、「生活環境が整ったまち」の順ということでございまして、「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」というのが48.5%で第1位、続いて「緑豊かな自然環境を大切にするまち」が40.5%、「道路、公園、下水道などの生活環境が整ったまち」40.1%がほぼ同率で2位になっており、これが上位を占めていますということで、多くの層で「保健・福祉のまち」というのが第1位になっているということでございます。

特に、年齢別に見ますと、70歳以上では62.2%が「福祉」ということで高い率となっています。40代では、「自然環境を大切にするまち」を挙げる人も多かったということでございます。

その辺のところは、次の15ページは全体の集計結果でございますし、次の16ページをご覧くださいますと、先程と同じように属性別の第1位、第2位、第3位が一目瞭然でわかるようになっております。

次の設問に参ります。

これは分野ごとの期待度というところで、「山県郡3町村の合併による期待度を分野ごとにお尋ねします」ということで、5つの分野、「保健・医療・福祉分野」、「生活環境分野」、「産業振興分野」、「文化・人づくり分野」、それから「地域振興分野」という5つの分野を設けまして、それぞれに項目を28設けまして、項目ごとに非常に期待する、期待する、特に期待しないという3段階で回答していただいた結果でございます。

これはポイント化しまして比較をしております。加重平均ということで、その加重平均のやり方については18ページの上の欄、四角囲みの中に書いてございますけれども、非

常に期待するという回答のあった回答者数に10点を掛けます。さらに、期待すると回答された方が5点ということで、期待しないという場合は、これは結果的には0点ということになります。これをすべての回答者数で割ったものということで、期待度は10点から0点の間に分布し、10点に近くなるほど期待度は高くなるということでございます。そういうふうに見ていただければと思いますが、その結果、期待度が最も高い分野は保健・医療・福祉、次いで生活環境分野、文化・人づくり分野の順となっています。各分野で最も期待度の高い項目は、保健・医療・福祉では保健・医療体制の充実、生活環境分野ではごみ処理・リサイクル体制や施設の充実、産業振興分野では工業の振興、文化・人づくり分野では学校教育の充実、地域振興分野ではCATVやインターネットの活用など地域情報化、期待度の最も高い項目は保健・医療体制の充実、次いで社会保障の充実、高齢者福祉の充実をということで、以上のような結果になっております。

そのポイントの状況につきましては、18ページの先程の加重平均の説明の下のところに表として掲げてございます。期待度がポイントでご覧いただけると思います。

その次のページは、そのポイントをグラフ化したものでございまして、保健・医療体制の充実が1番に来ているということがご覧いただけると思います。

この次の、さらに20ページでございますが、居住町村別の分析も行っておりまして、最も期待度の高い分野はやはりすべての町村で保健・医療・福祉分野という形になっています。特に、高富町のポイントが高いというふうな結果になってございますし、また美山町では産業振興分野への期待も比較すると高いという結果になっております。

各項目、期待度を見ますと、3段落目、中段程をご覧いただきますと、高富町では社会保障の充実が第1位、第2位が保健・医療体制の充実、3位が高齢者福祉の充実ということですし、さらに次の段落をご覧いただきますと、伊自良村では保健・医療体制の充実が第1位、2位は学校教育の充実、3位はごみ処理・リサイクル体制や施設の充実ということになっております。美山町では、保健・医療体制の充実が第1位、2位が道路の整備、第3位が社会保障の充実というような結果になっています。

その辺のところは、21ページのところをご覧いただきますと、どの項目の関心が高いというのをご覧いただけるかと思えます。

さらに、22ページから24ページにつきましては、その期待度が高い順に町村別のグラフ化したものでご覧いただけるかと思えます。

そこまでが具体的に選択肢の中で回答していただいたものの分析結果でございます。

25ページをご覧ください。

25ページは問8ということで、「最後に、山県郡3町村の将来についての、あなたの夢やアイデア、率直なご意見・ご要望がありましたらお聞かせください」ということで、これは特に自由記入ということで、自由に書いてくださいという白紙の欄を設けまして書いていただいたところでございます。記入した人は1,401人、すべての回答者に対する記入率は33.7%ですので、約3分の1の方が何らかの自由意見を書かれたということです。記入された意見は2,481件、1人の方が複数の意見を書かれているとみなされる場合がございますので、最終的にトータルの意見は2,481件ということになっています。これもすべての意見をここに網羅して記載するということではございません。統計的に処理した数字を掲げてございます。

全体のとりまとめというところから27ページ以降には、居住町村ごとのとりまとめという形で、3町村ごとにどのような意見が来ていたかというのがまとめてございますし、一番最後の30ページには、居住町村が明記されていないご意見についても統計的な処理を行っています。どうやってご覧になるかですけれども、こちらの全体のとりまとめということで、25ページに戻っていただきます。すべての意見をカテゴリーで分類いたしまして、その件数を計上いたしました。例えば全体のとりまとめのところ、行財政に関することというところをご覧くださいますと、行財政に関する意見はすべて合わせますと226件ですが、その中でもどういう意見があったかといいますと、職員の削減や資質向上といった職員に関する意見は70件ありました。税金に関する意見は44件ありましたということで、その他に分類されるものはあるんですけれども、ここでは統計的な処理をしておりますので、ある程度分類ができる範囲内で意見をくくって、その件数を記載してございます。

以下、同じように道路交通に関すること、生活環境基盤整備に関すること、順次ご覧いただきますと、最後に合併についてということで、本来今回のアンケートはまちづくりをする新市建設計画を作るための前提となるアンケートということで、特に合併についての是非を聞いているわけではないんですけども、あえて記入された方もありますので、このような件数でご意見がありますというところまでが記載してございます。

町村別のものについて逐一ご説明する時間はございませんが、またご覧いただければ十分わかっていただけるかと思えます。

ご説明、以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

ただいま事務局より報告いたしました件につきまして、何かご質問かご意見がありましたらお受けしたいと思いますので、ご質問どうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご質問、ご意見もないようでございますので、続きまして協議事項に入らせていただきます。

前回の協議会から継続協議となっております協議第14号の慣行の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

事務局から説明いたします。

事務局長 協議14とナンバーの付してあります資料をご覧ください。これも座ってご説明させていただきます。

第5回合併協議会におきまして、慣行の取扱い ということ、市民憲章ですとか町村の花とか木の類につきましてご協議していただきましたが、その続きということになります。

今回は、歌、踊り、キャラクターマーク、キャッチフレーズ、共同声明についてご協議いただきます。調整案を読み上げます。

市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。現在の伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、現在の伊自良村及び美山町の踊りはそれぞれの地域の踊りとする。市のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。現在の伊自良村のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、伊自良地域のキャラクターマーク及びキャッチフレーズとする。共同声明については、新市において検討するという調整方針でございます。

現状のところをご覧くださいますと、高富町の欄は空欄となっておりますが、主に伊自良村、美山町につきましてそれぞれ項目が入っております。例えば町村の歌というところをご覧くださいます。これは町村の歌といっておりますのは、あくまでも例えば伊自良村なら伊自良村の方で主体的に、この歌をつくるのに当たって関与されているというものでございまして、地域によくある歌というのとはちょっと区別をしております。あくまで町村が主体的に係わってこの歌がつくられてきたというものだけを、ここに掲げてございま

す。音頭というものがほかにもあるということもあるかもしれませんが、その場合は、特に町村が係わることなく作り出されたものがありますので、それはちょっと除いて考えていただきたいと思います。今回は町村合併協議ということで、町村がつくったものについてどういう扱いをしていくかというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

例えば、伊自良村の歌を見ていただきますと、「ふるさとの詩」というのと「伊自良村音頭」、「伊自良の四季」がございますし、美山町には「美山町民の歌」、「美山音頭」がございます。それから、町村の踊りのところを見ていただきますと、それぞれ「伊自良音頭」、「美山音頭」がございます。これらについては、調整方針によりまして、それぞれ新市になるわけですが、やはり伊自良地域、それから美山地域というものは厳然として残るだろうという前提のもとに、その地域で、例えば祭りのときなどに歌っていたり、学校で歌っていたり、地域のものとして歴史がございますので愛着を持って育てていただいたらどうかというのが調整方針でございます。

ただ、新しい市の市民の歌、市民の踊り等につきましては、これは市になってから改めて検討してはどうかということでございます。

それから、キャラクターマークも同様でございますが、これは伊自良村のところだけ項目が入ってございますけども、「ナッチョルくん」というキャラクターがございます。この絵にありますように、伊自良とゴジラをユーモラスに結び、伊自良湖にあらわれる愛きょうたっぴりの柿の快獣を表現したもので、村のおおらかな発展を象徴というような解説がございますけれども、これはイメージアップ事業ということで村の方が主体になってこのようなキャラクターマークをつくられた。それから、キャッチフレーズも、「元気モリモリ天湖森」ということで、これは村の方が主体になってつくられたキャッチフレーズでございますが、これらにつきましても伊自良地域をあらわすときのキャラクターマーク及びキャッチフレーズとしようということでございます。備考欄を見ていただきますと、伊自良地域のキャラクターマークとするんですけれども、この権利はやはり市として主張してはどうかということで、任意団体で好きに使ってくださいという姿勢ではございますけれども、使っていただく場合には許可をとってくださいということにしたいということでございます。

これは、伊自良村の方のキャラクターマーク、キャッチフレーズでございますが、新市のものをどうするかについては新市において検討してはどうかということでございます。

共同声明でございますが、これは伊自良村のところに項目が入っております。アメリカ合衆国オレゴン州のフローレンス市というところと共同声明を、平成8年6月21日に交わしております、合意項目が掲げてございますけれども、これについても、これは伊自良村とフローレンス市の間で結ばれたものでございますので、これを新市としてどのように対応していくかにつきましては、やはり新市において検討していただいたらどうかという調整方針でございます。

念のために申し上げておきますけれども、この共同声明を前提に、例えば民間の間で交流事業等が行われていると聞いておりますけれども、これにつきましてはまた別の機会に協議項目とさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第14号の慣行の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

暫時後

(「なし」の声あり)

議長 ご異議なしというご発言がございました。

ご意見もないようでございますので、慣行の取扱いについては原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第14号の慣行の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第15号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてのご協議をお願いします。

これについて事務局からご説明させていただきます。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

協議15と記してあります資料の方をご覧いただきたいと思います。これについても座ってご説明させていただきます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございますけれども、これにつきまして制度的なところのご説明が多岐にわたりまして、ちょっと複雑なご説明になるかと思っておりますけれどもご辛抱願って、ご説明の方にお付き合いいただきたいと思います。

まず、調整方針を読み上げさせていただきます。

農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとするということでございます。

幾つかのポイントがございますので、一つ一つご説明を申し上げます。

まず、1つの農業委員会を置くというところでございますが、次の2ページ目をご覧ください。

法令の説明になります。農業委員会等に関する法律がございまして、「市町村に農業委員会を置く」ということになっておりますが、その第3条の2項を見ていただきますと、「その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる」という規定がございます。農地面積かその区域の面積が著しく大きい場合には2つ以上置けますということになっているのでございますけれども、新しい市、山県郡の3町村を合わせた市のそれぞれの区域面積と農地面積を見ますと、一番下の参考という表が掲げてございますが、区域の面積は22,204ヘクタールということになっておりますし、農地面積は1,236ヘクタールということになっております。著しく大きいという基準は政令で決めておりますが、この場合の政令はその下、真ん中あたりに農業委員会等に関する法律施行令という形で記してございますが、区域の面積については24,000ヘクタールを超える、区域の農地面積については7,000ヘクタールを超えるということで、いずれも山県郡の今の3町村の合わせた合計の数字を見ていただきますと、区域面積については22,000余でございますので、面積も超えておりませんし、農地面積につきましても7,000にははるかに及ばないということで、法律の規定によりまして、新しい市になった場合に2つ以上の農業委員会を置くことができません。

従いまして、この調整方針に戻っていただきまして、新市に1つの農業委員会を置くということは、法令の規定に、基準に従って1つの農業委員会を置くんだというところでございます。法令に従えば当然このような結果になるということでございます。

次に、委員の関係でございますけれども、まず農業委員と申しますのは、選挙で選ばれます委員と、それから選任委員ということで議会の方、市町村議会から推薦される委員と、農業協同組合から推薦される委員、農業共済組合から推薦される委員で構成されてお

りまして、この場合、選任委員につきましては、新設合併でございますので、合併時に直ちに失職をいたしますので、新たに選ばれるということになるんですけれども、選挙委員につきましては特別な規定がございます。

資料の4ページ目をご覧ください。

これは市町村の合併の特例に関する法律でございますけれども、第8条の2行目をご覧くださいますと、「新たに設置された合併市町村」、私どもの場合は新設合併ということで、「新たに設置された市町村にあつては80を超え10を下らない範囲で定めた数」ということで、その後に書いてありますが、「次に掲げる期間引き続き合併市町村農業委員会の選挙による委員として在任することができる」ということで、第1項をご覧くださいますと、「新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間」ということで、選挙で選ばれた委員につきましては、合併後1年間はその職にとどまっていることができるという規定がございます。

さらに、第2項を申し上げますと、前項の場合、延長といいますか、任期の特例を使った場合には「当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とする」ということになっておりますので、もしその期間を特例を使って期間を延長するということになりますと、その定数が、我々の場合市なんですけれども、市の定数になるという規定になっております。

調整方針に戻りますけれども、選挙による委員であった者は、その特例を使いまして平成15年9月30日まで引き続き新しい市の農業委員会の選挙による委員として在任するということが、実は1年間引き続き在任することができるんですけれども、この調整方針の場合は9月30日までということで、約半年ということになりますけれども、半年の間在任していただいたらどうかというわけでございます。

その趣旨は、農業委員のお仕事といいますか、任務を考えますと、地域の農地、土地に着目した任務を持っていらっしゃるということで、ある程度の継続性といいますか、地域特有の事柄についてご存じの上でお仕事をしていらっしゃるということで、半年ぐらいの間はその継続性を保つために在任していただくのが適当ではないかということ。とはいえ新しい市になりますので、なるべく早く市として効率性を持ってそういった土地利用あるいは農地の利用についても考えていく必要があるのではないかとということで、継続性の問題と、やはり効率性といいますか、市としての土地利用の効率性ということもあわせて、やはりその中間段階である半年まで在任していただいて、その後は新しい選挙による

委員を選んで、新しい土地利用を考えてはどうかという趣旨で、半年の間在任していただいているかどうかという趣旨でございます。

先進事例を参考までにご覧いただきたいと思いますが、大変飛んで申しわけないんですが、4ページ目をご覧いただきますと、下の方でございます、さいたま市と西東京市と篠山市の事例が掲げてございます。これらの書きぶりは、いずれも私どもと同じように合併特例法を使いまして引き続き在任すると、在任特例を使っておりますが、いずれも1年間在任するという形でございますが、私どもの場合は9月30日までということで半年でございます。その違いはございますけれども、いずれも書きぶりは私どもの調整方針とほぼ同等でございます。

ということで、まず1つの農業委員会を置くということは、これは法令に従って置くということでございますし、選挙による委員につきましては在任特例を使うか使わないか、あるいは使うとすればいつまでかということが課題になりますので、それについての調整方針を示させていただきました。

以上でございます。

議長 ただいま事務局の方から説明いたしました協議第15号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

ご発言どうぞ。

委員 お尋ねしますが、委員さんは合併をすると同時に失職をするということになっておると思いますが、今までですと委員の方が選挙の任期のあるうちに選挙を行われ、そして任期満了と同時に新しい人がその職に就かれるわけですが、仮にこの場合、原則として失職をされるというふうなことが、特例を使われまして場合には合併をしてから新しい人の選挙をされるということになると思うんですが、そうすると、その間、委員さんがいないというふうな状態になるわけですか。

議長 事務局から答弁させていただきます。

事務局長 今の件、在任特例を使わないで直ちに失職してしまったときに、次の選挙で選ばれるまでの間に委員さんがいない状態になるかどうかということですね。そのとおりでございます、選挙するまでは委員さんがいない、あるいは選任委員につきましても、これを直ちにやるということでございますけれども、これらも選ぶまでは空席ということになりますので、同様でございますし、選挙については選挙が終わるまでは空席というこ

とになります。

議長 よろしゅうございますか。

委員 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 質問いたしますが、これは多分調整はできているかと思えますけども、現在の農業委員さんの任期が高富町と美山町はほぼ一緒なんですけども、伊自良村の場合は現在の任期が平成16年12月20日までとなっておりますが、その辺の調整は十分できているのかということをお尋ねしたいと思えます。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 申し訳ありません。お尋ねの調整とおっしゃるのはどういったことでしょうか。

委員 先程説明聞きますと、この15年9月30日までととられるんですけども、それについて先程言いましたように、伊自良の委員さんは早く現職の方が失職されるということなんですが、その辺の同意と申しますか、どういうふうな話がされとるか、それをお答え願いたい。

事務局長 農業委員さん全員の同意をいただいているということで調整案を出しているわけではございません。当然、この合併協議会へ出す段階ではまだ決まっていないことですので、この合併協議会への提案とともに、後日、委員にご説明申し上げる予定でございますので、今の段階では皆様が完全に同意していらっしゃるということではございません。

議長 よろしゅうございますか。

伊自良村と高富町と美山町の任期の月数の差がありますわね。これのことについてもご質問やったと思うんですが。

委員 そうです。その件なんですけど。

事務局長 申し訳ありません。お答えしたのは、委員さんが合意されているかどうかということだけお答えしましたけれども、伊自良村さんとしては当然そのことについては合意していらっしゃる、主体としての村としては合意されているということで、当然この調整案になったわけでございます。委員さんとその村自体というのはちょっと別々に考えております。

議長 よろしゅうございますか。

顧問 美山町と高富は、もう一遍それまでに選挙があるんですか。

事務局長 そのとおりです。

顧問 もう一遍選挙をやって、合併後しばらくやっとして、半年して新しい委員にかわると。

事務局長 そういうことになります。

議長 そちらの方は聞こえましたでしょうか。もう一度選挙を行って、そしてやるということですので。よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

委員 先程お尋ねした件ですけれども、いわゆる委員さんが在任するということですが、そうなるとやっぱり特例を認めなければならないということになるかということだと思えますが、そこでお尋ねするのは、その半年間という猶予を引き続きおられるわけ、特例を認めておられるわけですが、この半年間という期間はどういうふうに決められたんですか。

事務局長 先程も簡単にではございますが、ご説明申し上げましたが、まず特例を使いたいと、要は継続したいということについてはわかっているかと思いますが、市となりますして一つの地域になりますので、その市の中で土地利用に、農地中心になりますけれども、農地の土地利用に関する考え方がやはりばらばらである期間がなるべく短い方がよろしい、なるべく統一した方針のもとに、継続性はある程度認めざるを得ないところもあるものの、なるべく統一した方針のもとに早く市としてのそういう考え方をもちたいということで、その中間といっはなんですけれども、より在任期間、特例で許されているよりは短い期間を設定してはどうかという提案でございます。

議長 よろしゅうございますか。

委員 ちょっともう一点よろしいでしょうか。

伊自良村については、現職の農業委員が特例法を使うとそのまま15年9月30日までと。この案でいきますと、高富町、美山町につきましては、この資料のとおりで7月に改選されて、新たに選挙がされて、新しい委員さんを選出されておいでになるということですが、いわゆるそういった農業委員さんのある程度直接に農業委員さんもしくは担当の農業委員会議に出席なさる職員等々のご意見を踏まえてのこの9月30日というのが選ばれた、いわゆる半年間ですが、なったのか、そこらあたりいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長 事務局からお答えさせていただきます。

事務局長 先程申し上げましたように、農業委員さん全員のご同意を得ているわけではございません。

担当の職員といいますのは、その農業委員会事務局の職員のことですか。

委員 そういうことです。

事務局長 これにつきましては、当然この協議に入って一緒にやっておりますので、その意見は十分聞いております。

委員 はい、ありがとうございました。

議長 よろしゅうございますか。

暫時後

ほかにご覧いませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見もないようでございますので、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということでございますので、協議第15号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第16号の一部事務組合等の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

事務局からご説明を申し上げます。

事務局長 失礼します。ご説明させていただきます。

協議16となっております資料をご覧ください。これについても説明がちょっと長くなりますので、座って説明させていただきます。

一部事務組合等の取扱いという協議項目でございますが、実はレジュメについてであります。一番始めについております協議会の議題につきまして、一部事務組合等の「等」が抜けておりましたので、ご訂正の方、お願いいたします。

では、資料の方に入ります。

調整方針案を読み上げさせていただきます。

3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。その他の一部事務組合について

は、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置するというのでございます。

まず、一部事務組合等でございます。一部事務組合でございますが、一部事務組合と申しますのは、ご承知だと思いますけれどもある程度説明を申し上げますと、地方公共団体の一つでございます、「普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するために協議によって規約を定めて一部事務組合を設けることができる」となっておりまして、現在、山県郡3町村ではここに掲げてありますような一部事務組合を持っております。この詳しい、若干説明をしたものが3ページ目に付いておりますので、そちらでご説明をした方がわかりやすいと思います。

一部事務組合が列挙してございます。上から5つにつきましては、構成市町村というところをご覧くださいますと、高富町、伊自良村、美山町だけで構成されております。管理者といいますのは、例えば山県消防組合ですと高富町長が管理者になっておりますが、設立等年月日、それから共同処理事務の内容といったことで簡単にどんな仕事をやっているかというのが記してある表でございます。

山県郡障害児療育施設事務組合と申しますのは、施設の運営をしておりまして、ピッコロ療育センターというものが高富町にございます。主に障害児をケアするセンターでございます。老人福祉施設事務組合につきましては、養護老人ホーム美山荘の設置及び管理に関する事務を行っております。山県消防組合は、ご存知のとおり消防本部、それから消防署を2つ設置して消防事務に当たっております。山県郡環境衛生施設組合は、美山町にございますごみ処理、一般廃棄物処理施設の設置及び運営をしております。山県郡保健福祉事務組合につきましては、これは設立等年月日が昭和36年7月1日設立になっているに関わらず、やっている事務は介護保険に関する事務ですのでちょっと不自然に思われる方もあるかと思いますが、介護保険というのはつい最近始まった、スタートをされた制度でございますのに、昭和36年の設立になっておりますが、これは経緯がございまして、もともとこの組合は山県郡防疫組合という形で設置されておりまして、主に防疫を仕事にしておりましたが、平成10年11月26日に介護保険のスタートに合わせ、先立って名称を変更しまして介護保険の事務を追加しました。その後で、平成12年1月21日になっ

て、防疫の事務が法改正でなくなっていましたので、防疫事務が外れてしまいました。要は、介護保険が入ってきた、それから防疫事務が出ていってしまったということで、組合の実態が変わってしまったということでございます。従いまして、古い設立年月日なんですけど、やっている事務は介護保険に関する事務ということで、この5つの組合につきましても、山県郡3町村だけで構成されています。

3町村だけで構成されている組合につきましても、3町村が合併して一つの市になるということでございますので、当然のことながら合併の前日をもってこの組合は廃止、解散をしてしまいました、その事務については当然市の事務となるということでございます。これは新設合併というのが前提となっておりますので、当然のことだと思います。

すべての事務及び財産を新市に引き継ぐとなっておりますので、4ページ目に、先般財産に関する協議をしたときにも付けた資料が、またほぼ同じ資料でございますけども、参考までに付けてございます。これについては特に詳しくご説明申し上げませんが、これだけ5つの一部事務組合についてはこれだけの財産があるという資料も付けてございます。

従いまして、この3町村のみで構成する一部事務組合は、重ねて申し上げますが、そのまま市の業務に飲み込まれますので、前日で解散ということになります。

その他の一部事務組合というのもございまして、また3ページをご覧くださいますと、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合、これは岐阜市長が管理者になっておりますけども、3町村のほか5市15町村で、共同で構成市町村になっている組合でございますし、岐北衛生施設利用組合につきましては、美山町長さんが管理者になっているんですけど、山県郡3町村と武儀郡の武芸川町、洞戸村、板取村の3町村とともに、し尿処理、火葬場の設置及び管理運営の事務を行っております。

これらにつきましては、3町村の合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併後に当該組合に加入するというので、3町村はとりあえず合併の前日に、法人格がなくなってしまうので、脱退をいたしまして市として新たに加入しようということでございます。

当然、これら特定の町村と構成しているものにつきましては、相手方がございますので、その特定町村、いわゆる3町村以外の町村とも十分な協議をした上で、どのような形でどのような手続を踏んで今後進めていくのかについては、十分な協議が必要でございます。

そのほか、全県レベルの組合もございまして、例えば岐阜県市町村職員退職手当組合、

これは8市85町村、ほぼ県下のほとんどの市町村と55一部事務組合・広域連合というところで構成されているところでございますし、岐阜縣市町村会館組合も、ご覧になってわかりますように99市町村ということで県下のすべての市町村が入っております。これは県レベルの組合でございます。

さらに、中濃市町村造林組合というものがございます。これは美山町だけ、3町村のうちでは美山町だけが入っている組合なんですけども、これは武儀郡あるいは関市、美濃市というところと構成をしている組合で、造林事業等をやっておりますけれども、そういう組合もございます。

こういったところは、そういった相手方がございますので、やはり同じような話し合いが必要だということでございます。同じように3町村は合併の前日をもって脱退した上で、合併を機に新市として加入していくと、今までと同じような関係が続いていくということになるかと思えます。

以上が一部事務組合の考え方でございます。

次、協議会というのがございまして、いわゆる協議会というのは世間にたくさんございまして、ここで言うておりますのは地方自治法に定める協議会ということで、法定の協議会という意味ではこの合併協議会も地方自治法と合併特例法に定める協議会でございます。同じような立場でございますが、現在、岐阜地域広域市町村圏協議会というのがございます。岐阜ブロックといいますが、県下でいう岐阜ブロックの市町村圏協議会ということで、3町村など3市14町村で構成されているところございまして、広域市町村圏計画、要は広域計画の策定と連絡調整を行っております。

これにつきましても、一部事務組合と同じように、前日をもって協議会から脱退し、新市として加入したいということで、今までと同様な関係を継続していきたいということでございます。

さらに、共同設置機関ということで、山県郡公平委員会というものがございます。これは、地方公共団体においては、人事委員会若しくは公平委員会を置かなければならないということで、職員等についての事務を取扱う委員会でございますけれども、どうしても設置しなければならないということで、現在、山県郡では3町村のほか、3町村だけで構成されるという一部事務組合、先程5つあると申し上げましたけれども、その5つの事務組合で、共同で山県郡公平委員会というのを設置しております。これにつきましても、3町村、それから一部事務組合がすべて解消ということになってしまいますので、山県郡公平

委員会については当然前日をもって廃止されて、新市が公平委員会を設置するという
ことで、新設合併ということで、これも法令に従えばこのようになるしかないということ
でございます、新市として公平委員会を1つ持つという形になります。

先進事例を簡単に触れておきたいと思えますけれども、これはそれぞれの市町村でも
って一部事務組合、どのように構成しているかによって調整方針が異なってまいり
ますので、一律にどれがどうということではございませんが、参考までにご覧
いただきますと、西東京市、一部事務組合については、2市は合併の前日
をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する
というので、私どもと同じような調整方針になっておりまして、大体、篠山市、あ
きる野市をご覧いただきましても、同じような形になっているかと思えます。
さいたま市につきましては、一部事務組合に加入している状況というのは多少違
うということで、これは県レベルの一部事務組合に新市において現行どおり加
入するという調整の方針になっておりますので、ちょっと私どもとあり方が違
うかなというふうに思っておりますけれども、大体先進地を見ましても私どもと
同じような調整方針ということで、ご理解を賜りたいということでございます。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明いたしました協議第16号の一部事務組合等の取
扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

暫時後

よろしゅうございますか。

委員 今の一部事務組合の場合、3町村が同じような組合に入っている場合は
よろしいんですが、この中濃市町村造林組合ですか、これは美山町だけとおっ
しゃいしましたが、その場合でもやはりこのように新市になってから全体の市
として中濃市町村の造林組合というのに加入になれるんですか。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 お答えいたします。

そのまま市として、今は美山町だけが、3町村の中でも1町だけが入っている
んですけども、市としてその組合に加入させていただいて、今までと同じよう
な関係が続けていくという方針でございます。

議長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

暫時後

(「なし」の声あり)

議長 ご意見もないようでございますので、一部事務組合等の取扱いについては原案のとおり承認させていただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第16号の一部事務組合等の取扱いについては原案のとおり承認されました。

次に、確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、原則どおり3月1日の金曜日としたいと思います。

開催時間につきましては、本日と同様、午後1時30分からということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしということでございます。

それでは、次回は3月1日の金曜日の午後1時30分からと決定いたします。

皆様には大変お忙しいところ、それぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、詳しい内容等につきましては追って事務局より改めてご案内させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

次回の会議における協議事項等につきましては、事務局の方から説明をさせていただきます。

事務局長 次回の協議項目でございますけれども、まず新市建設計画の前提となります新市の基本構想につきまして、素案といたしますか、たたき台をご提示させていただけたらと思っております。さらに、平成14年度の予算につきましてもご協議をお願いしたいということで、その他個別協議事項につきましては、幾つかの候補は上がっていますが、現在幹事会等を頻繁に開かせていただいておりますので、次回どようにとというのはご勘弁願いたいと思います。また、当然、いつものように資料の方は事前に配付させていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。少なくとも、先程申し上げましたように、基本構想のたたき台と予算につきましてはご協議を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 次に、レジュメに従いまして、4番のその他でございますが、何かございません

か。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご意見もないようでございます。

それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

会議進行のご協力いただきまして、感謝申し上げます、本日の協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後 2 時 3 8 分 閉会